

議員提出議案第4号

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年10月以降、ホテルや旅館、百貨店等でメニューの虚偽表示など食品表示等の不正事案が相次いだことから、政府は、12月9日に開催した食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示等の適正化を徹底させるために緊急に実施すべき対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）が禁止する「優良誤認」に関するガイドラインの作成とその周知を通じた食品表示に係るルール遵守の徹底など当面の対策が盛り込まれ、既に着手されています。また、このほかにも、事業者の表示管理体制の明確化や国・都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、さらに、これらの対策を法制化するため、景品表示法の改正法案が国会に提出され、早期の成立・施行が期待されています。

こうした食品表示等の適正化に関する対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年、飲食店や旅館、学校施設等で発生している集団食中毒事件を受け、消費者から関係事業者等に対して食品の製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の更なる強化を求める声上がるなど、食の安全・安心に対する信頼を損なうような状況が生じています。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、以下の事項について適切に実施することにより、食の安全性及び食に対する安心感の確保に努めることを強く要望します。

- 1 景品表示法改正法の早期成立・施行を図ること。
- 2 政府及び地方公共団体は、改正後の景品表示法に基づく対策の推進に当たっては、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのために必要な予算措置を講ずること。
- 3 食の更なる安全と安心の向上を図るため、関係事業者等の果たすべき責任を明確に示すとともに、必要に応じた関連法令等の整備も含めた総合的かつ具体的な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之